

序章

1 計画作成の背景と目的

(1) 背景

富士宮市は、富士山の南西麓に位置し、富士山本宮浅間大社の門前町として、また、富士山の代表的な登山口として栄えてきたまちです。本市には、広大な森林や豊富な湧水など富士山がもたらす自然の恵みのもと、豊かな自然環境や固有の景観・歴史・文化などにより、育まれ、継承されてきた「文化財」があります。私たちは、これらの文化財によって郷土について深く知り、愛着を持ち、暮らしや心を豊かにするだけでなく、観光資源としても活用してきました。特に平成25年(2013)に世界文化遺産に登録された「富士山」の構成資産は、積極的に観光やまちづくりへの活用を進めています。

また本市は、昭和時代から町村の合併を繰り返し、市域を拡大しながら、発展してきました。地域ごとに特色ある文化財が今日まで継承されており、本市ではこうした文化財を保護するため、地域と連携を取りながら様々な取組を行ってきました。

しかし近年、人口減少や過疎化・少子高齢化、地域コミュニティに対する市民の価値観の多様化により、地域の担い手が減少し、文化財を継承する基盤となる地域コミュニティ機能の弱体化が懸念されています。地域コミュニティ機能が弱体化すると、各地域において文化財を継承していくことが難しくなり、次世代に知られることなく、文化財が滅失・散逸してしまいます。これは市民が郷土の歴史文化の理解を深める機会が失われることを意味します。このような事態を避けるとともに、地域の魅力ある文化財を将来にわたって持続的に活かすことが喫緊の課題となっています。

このような課題に対し、文部科学大臣は、平成29年(2017)5月に国の文化審議会に「これから文化財の保存と活用の在り方」について諮問し、同年12月に文化審議会企画調査会が「文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」を取りまとめました。これを踏まえて、平成30年(2018)に文化財保護法(昭和25年法律第214号)が改正され、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村による文化財保存活用地域計画の作成などが制度化されました。文化財保存活用地域計画は、地域内の文化財の適切な保存と活用の推進のため、その方向性と取組の内容を示すマスター プランかつアクションプランとして作成するもので、文化庁長官による認定を受けることができることとなりました。

『富士宮市文化財保存活用地域計画』(以下、本計画)は、将来にわたって市域における文化財の保存・活用を図るため、中・長期的な観点から目指す方向性や取組の内容を示すものです。作成に当たっては、『静岡県文化財保存活用大綱』を勘案しました。

(2) 目的

本市の文化財は、長い歴史の中で富士山の自然の恵みや周辺地域との関わりの中、この地で営みを続けてきた人々により、生み出され、育まれ、守られてきたものです。それゆえに文化財は、地域の歴史や風土の固有性が凝縮された地域のアイデンティティの基礎であり、市民の宝です。市民や本市に関わる人々がその価値を知り、関心や誇りを持つことで、本市の豊かな歴史文化をこれからも継承していくことができます。

各地域の魅力ある文化財を掘り起こし、市民が文化財の魅力を知り、郷土の歴史文化への理解を深める機会を充実させることで、文化財の所有者や行政のみならず、市民一人一人や民間組織など、多様な人材が参画して地域の文化財を社会全体で継承し、将来にわたって持続的に活用していくことを目指します。

2 計画期間

本計画の計画期間は、第6次富士宮市総合計画（計画期間：令和8年度から令和17年度（2026～35））に合わせ、令和8年度から令和17年度（2026～35）までの10年間とします。

本計画の進捗は、計画作成のために組織した富士宮市文化財保存活用地域計画協議会で検証し、文化財保護審議会に報告して管理していきます。

令和13年度（2031）から施行する第6次富士宮市総合計画の後期計画や、令和18年度（2036）から開始する第7次富士宮市総合計画の作成、また、新しく文化財を指定・登録するなど、本市の文化財を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うものとします。

また、進捗の検証や新たな総合計画の作成などにより①計画期間の変更、②区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、③地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更が生じた場合は、改めて文化庁長官による変更の認定を受けることが必要となります。①～③以外の軽微な変更の場合は、静岡県及び文化庁へ報告します。

また、計画期間が終了する際は、計画に掲載した取組の進捗状況について検証を行った上で内容を見直して次期計画を作成し、改めて認定申請を行います。

表序-1 計画期間

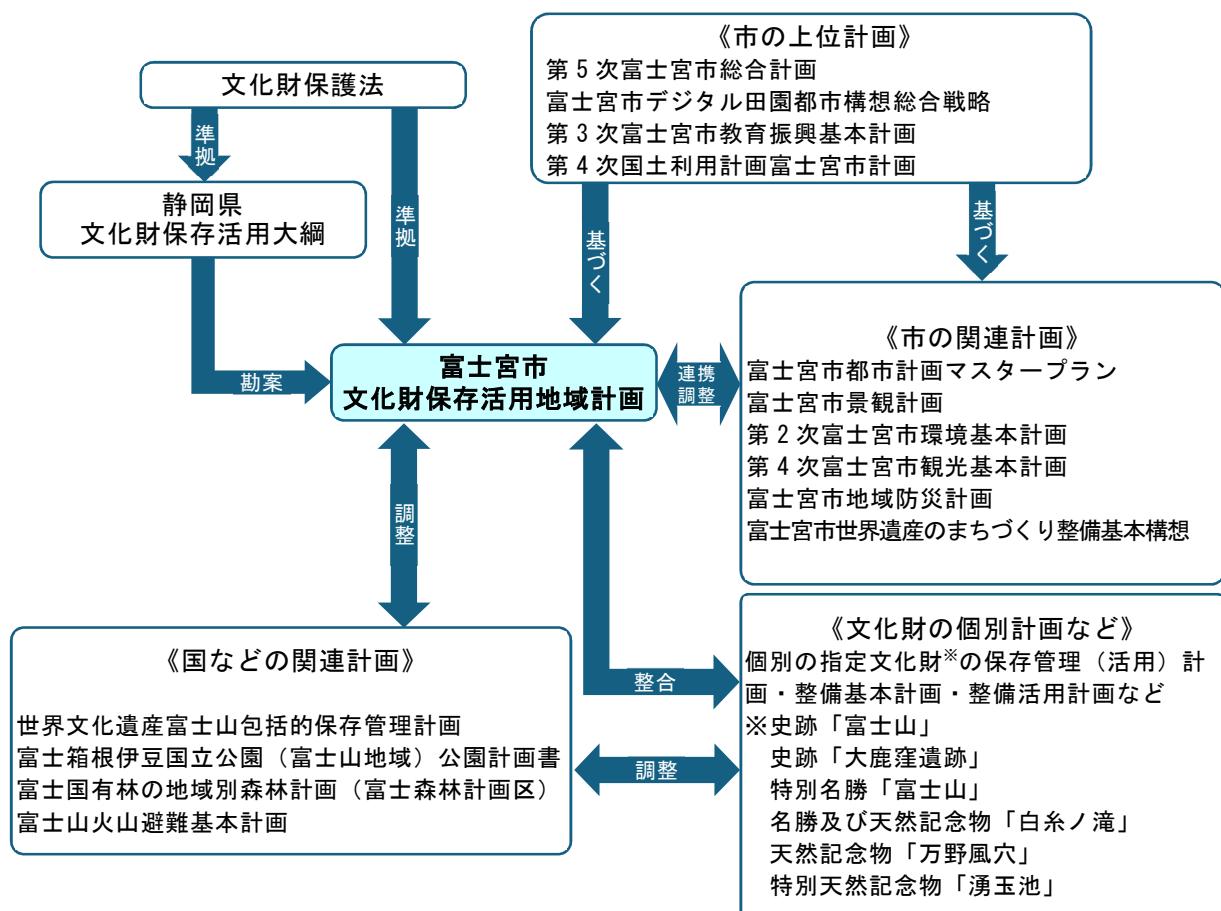
	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18～ 2036
総合計画	第5次計画（後期計画）				第6次計画（前期計画）				第6次計画（後期計画）				第7次		
				前期計画検討				後期計画検討					前期計画検討		
			反映		反映			見直し		反映			作成	反映	
文化財保存 活用地域計画					第1次計画（前期計画）				第1次計画（後期計画）				第2次 計画		

3 地域計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3の規定に基づき、「富士宮市総合計画」「富士宮市デジタル田園都市構想総合戦略」「富士宮市教育振興基本計画」で掲げる目標に沿って、本市の文化財の保存と活用に関する分野別計画として作成します。

関連する計画との整合を図りながら、本市が目指す将来的なビジョンや中長期的な観点から具体的な実施計画を定め、これに従って実施することで、地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承を推進します。

本計画の位置づけと関連法令、分野別計画との関連



図序-1 計画の位置づけ

(1) 上位計画の概要

本計画の上位計画は次のとおりです。

① 第5次富士宮市総合計画後期基本計画【令和4年度(2022)策定】

(計画期間: 令和4年度(2022)～令和7年度(2025) (後期計画))

計画の位置づけ	市政を進めるための指針となる最上位計画です。
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想(計画期間10年間)、基本計画(前期6年間・後期4年間)、実施計画(計画期間3年間として毎年度更新)で構成しています。 目指す都市像として、「富士山の恵みを活かした元気に輝く国際文化都市」を掲げています。 3つの重点取組と7つの基本目標を掲げて個別の課題を設定し、具体的な施策の展開を図ります。
文化財に係る取組	<p>【基本目標1】富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり(環境) 受け継いできた優れた自然について、自然保護・環境保全対策を積極的に推進します。また、水資源の調査、湧水池の巡回監視等を続け、水資源をかん養し、水の有効かつ適正な利用を図ります。</p> <p>【基本目標2】富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり(産業) 富士山麓の広大な森林・高原や豊富な湧水等の恵まれた自然環境に育まれ生産される、特色ある多様な食材の地産地消・地産外消を進めます。また中心市街地において、浅間大社・富士山世界遺産センターを中心に、にぎわいのあるまちづくりを進めます。このほか、富士山を生かした新たな観光企画づくりに努め、SNSを活用した広報・宣伝活動を展開します。</p> <p>【基本目標4】郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり(教育文化) 誰もが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習を続けることができるよう学習環境を整備するとともに、学習の成果を生かしたまちづくりを推進します。また、富士山のもとに創られ、守られてきた歴史・文化を後世へ確実に継承するとともに、国内外からの来訪者に向けてその文化的価値の理解を深めるため、効果的な情報発信に努めます。</p> <p>【基本目標5】富士山の魅力を發揮した快適なまちづくり(都市整備) 富士山の歴史と文化が香る魅力的なまちとして浅間大社を中心に、景観とユニバーサルデザインに配慮した快適で機能的な市街地整備を積極的に推進します。また、富士山にあるまちとして、本市の景観が市民共通の資産であることへの意識醸成や、受け継がれてきた景観を後世に向けて適切に保全するとともに、新たに良好な景観を創出します。</p>

② 富士宮市デジタル田園都市構想総合戦略【令和6年度(2023)策定】

(計画期間: 令和6年度(2024)～令和7年度(2025))

計画の位置づけ	人口減少の克服や東京一極集中の是正など、大きな政策課題への具体的な対策を整理したアクションプランです。
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> 「富士宮市人口ビジョン」の目指す将来展望人口を実現するための、具体的な施策を示しています。 第5次富士宮市総合計画で掲げた3つの重点取組に基づく具体的な重点プロジェクトを受け持ち、包括的に深化させたものです。

文化財に係る取組	<p>基本目標 2 「訪れてよし」の魅了するまちを創造 富士山が世界遺産登録されたことにより、国内はもとより外国から訪れる観光客を富士宮らしくもてなし、交流することで、本市のイメージアップを図り、何度も訪れたくなるまちを創造します。</p> <p>基本目標 4 「働いてよし」の活力あるまちを創造 地域の産業構造や自然環境等を分析した上で、農林水産業や工業、商業など、雇用機会の確保や創出につながる地域の特性を生かした産業政策に取り組みます。</p>
----------	---

③ 第3次富士宮市教育振興基本計画（富士宮市教育大綱）【令和4年度（2022）策定】

（計画期間：令和4年度（2022）～令和8年度（2026））

計画の位置づけ	富士宮市総合計画の下での教育に関する部門的計画です。本計画においては、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めています。
計画の概要	「子どもの未来のための人づくり」「市民の生涯にわたっての人づくり」を基本目標に、学校教育と社会教育の充実を図るため、4つの施策方針のもと 27 の重点施策を掲げています。
文化財に係る取組	<p>【方針1】確かな学力と心を育む学校教育の充実 「富士山学習 PART II」を通して、探究的な見方・考え方を働かせ、富士山や富士宮の「人・もの・こと」と関わることで、郷土への誇りや愛情を持ち、自己の生き方を考えるために必要な資質・能力を身に付けられるようにします。また、小学生が富士宮のよさを認識し、郷土を愛する心を育むとともに、積極的に外国語を使って話そうとする意欲を高めるなど、グローバル社会に対応する力も同時に育成するため、外国語教育の充実を図ります。</p> <p>【方針3】生涯学習社会の基盤づくりの推進 新たな文化財の掘り起こしと既知の文化財についての調査を継続して、その歴史的価値を明らかにし、保護と活用を推進します。また世界遺産「富士山」の構成資産などについては、来訪者がその本質的価値の理解を深め、地域の魅力を高めるための整備を推進します。</p> <p>また、これらの成果を活用し郷土の生き立ちを楽しみながら学習できる場を提供するとともに、地域に根付いた歴史遺産を最大限に生かし、文化財に触れる機会を充実させます。</p> <p>さらに、市民の文化財への理解を通して郷土愛を醸成するとともに、貴重な文化財を将来にわたって確実に継承していくため、文化財の調査・研究とその成果の発信及び、適切な保存・活用の拠点として博物館の整備を推進します。</p>

④ 第4次国土利用計画富士宮市計画【平成28年度（2016）策定】

（計画期間：平成28年度（2016）～令和7年度（2025））

計画の位置づけ	国土利用計画法に基づき、「富士宮市総合計画」における土地利用計画と連携させた、市内における土地の利用に関する基本的な事項を定めた計画です。
計画の概要	総合的かつ計画的な土地利用を図るため、6つの基本方針のもと各土地利用区分別・地域別の国土利用の方針と、それを実現するための方策を設定しています。
文化財に係る取組	<p>① 総合的かつ計画的な土地利用の推進 (4) 郷土を知る機会の創出と継承</p>

	<p>② 富士山、天子山系の豊かな自然環境との共生</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 森林の適切な維持・管理 (2) 地下水の保全と活用 (3) 自然環境と共生した産業振興 <p>⑤ 魅力ある都市空間・生活空間の形成</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中心市街地の拠点機能の強化 (4) 魅力的な景観の形成 <p>⑥ 伝統・文化を引き継ぐ集落環境の維持</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) 伝統文化を引き継ぐ担い手の定住推進
--	--

(2) 関連計画の概要

本計画の主な関連計画の概要は次のとおりです。

① 第4次富士宮市観光基本計画【令和3年度(2021)策定】

(計画期間：令和4年度(2022)～令和7年度(2025))

計画の位置づけ	富士宮市総合計画の基本方針と3つの施策（観光基盤の整備、観光誘客の推進、サイクルツーリズムの推進）を踏まえつつ、観光分野の個別計画として定める計画です。
計画の概要	総合計画に定める基本方針「訪れる人に感動を与えるおもてなしのまち（観光）」を踏まえ、観光地として安定的に顧客を獲得し、その消費を市内全体に波及させることにより、地域経済を持続的に維持・発展させることを目的としています。
文化財に係る取組	<p>【政策1】自然の楽しみ方の多様化と磨き上げ</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 様々なバリエーションによる自然の楽しみ方の創出 <p>【政策2】歴史・文化を生かした消費・周遊の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 歴史・文化を生かした様々な楽しみ方の創出 (2) 富士山本宮浅間大社周辺を起点とした周遊促進 <p>【政策3】自然の魅力を生かしたプロモーション・コンベンション</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) スポーツ観光等によるコンベンションの推進 <p>【政策4】自然を楽しむ滞在型観光地としての基盤づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自然資源の持続可能な利用の推進 (2) 自然を楽しむ観光地としての機運・空間の形成 (3) 快適に自然の魅力を楽しめる環境整備

② 富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想【令和6年度(2024)改定】

(計画期間：令和7年度(2025)～令和16年度(2034))

計画の位置づけ	富士山信仰の地としてあるべき姿を広く市民と共有し、まちの再生を図るために、世界遺産を生かした市の今後のまちづくりの指標とすべき基本的な考え方や具体的な施策を示した計画です。
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念として、「富士山信仰の歴史・文化が香るにぎわいとおもてなしのまちづくり」を掲げ、中心市街地内に基本構想策定区域（コアエリア）を定めています。 ・構想方針を3つに分け、関連する各種計画との連携を図りながらまちづくりを推進します。

文化財に係る取組	基本方針1 浅間大社を中心とした信仰の地にふさわしい文化的空間の創出 基本方針2 豊かな自然を生かした癒しの創出 基本方針3 門前町としてのにぎわいの創出
----------	---

③ 富士宮市都市計画マスターplan【平成13年度(2001)策定、平成26年度(2014)・令和元年度(2019)部分改定】

(計画期間: 令和2年度(2020)～令和21年度(2039))

計画の位置づけ	「富士宮市総合計画」、「国土利用計画富士宮市計画」等に即し、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定める計画です。
計画の概要	基本理念として「富士山の恵みを活かした、文化・交流、健やかな暮らしが生まれる都市づくり」を掲げ、社会動向の変化や市民意向を踏まえて、より具体的な取組を視野に入れた4つの都市づくりの目標を設定しています。
文化財に係る取組	<p>目標1 都市の核となる拠点の形成と魅力の創出 富士山の麓のまちにふさわしい、国際文化都市としての文化・交流が生まれる魅力づくりや活性化を図ります。</p> <p>目標3 豊かな自然との調和 豊かな自然環境や歴史の深さ、美しい景観をいかし・守り、地域ごとの独自性と都市の持続的な発展性を伸長します。</p>

④ 富士宮市地域防災計画【昭和38年度(1963)、令和6年度(2024)最新修正】

(計画期間: 昭和38年度(1963)～)

計画の位置づけ	災害対策基本法に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る防災に関し必要な事項を定めた計画です。
計画の概要	共通対策編のほか、地震、風水害の対策編で構成されており、各対策において、災害予防計画、災害応急対策計画等を定めています。
文化財に係る取組	<p>地震対策編 第2章 平常時対策</p> <p>第1節 防災思想の普及</p> <p>(3) 市民に対する防災思想の普及 イ 社会教育を通じて啓発 文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財愛護団体などの諸活動を通じ防災指導、文化財に対する防災知識の普及を図ります。</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>14 文化財等の耐震対策 文化財である建造物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めます。</p>

⑤ 富士宮市景観計画～富士山の庭園都市へ～【平成22年度(2010)策定、平成30年度(2018)変更】

計画の位置づけ	景観法に基づき、景観行政団体である本市が策定する景観形成のための総合的な計画です。
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成の目標として「富士山の庭園都市へ」を掲げ、7つの基本方針を示しています。 ・市内における富士山や天子山地等の景観を保全するため、景観計画区域内に「富士山等景観保全地域」と「富士山等眺望保全地域」を定めています。

文化財に係る取組	<p>【基本方針 1】ふるさとの原風景たる自然景観を大切にするまち 森林が広がる富士山麓や、自然の美しさが映える朝霧高原・田貫湖、湧水池の景観を守り、生かします。</p> <p>【基本方針 2】生業として育まれた農村景観を継承・充実するまち 湧水や水路、社寺、石造物などの歴史資源、富士山への眺望などを活用して集落の環境整備を行い、地域らしさを創出します。</p> <p>【基本方針 3】富士山と調和し個性を生かす市街地景観を創出するまち 湧水や河川の自然資源、石造物などの歴史資源、富士山への眺望などを活用して、調和があり地域らしさの感じられる住宅地の景観や、賑わいのある中心商業地の景観、緑と水のふれる市街地の景観をつくります。</p> <p>【基本方針 4】場所に適した公共施設景観を創出・維持するまち 公園と周辺の道路やまち並みと連続性の確保や、周辺の林、河川や湧水池、文化財、既存の地形などの活用により、地域の景観と一体となった公園の整備を推進します。</p> <p>【基本方針 5】富士山などに因む深い歴史を感じるまち 富士山信仰に関連する景観や、富士の巻狩にまつわる景観、地域の歴史を感じる神社や樹木などのある景観、農業や地域の生活の歴史を表す水路貯水池の景観、製紙業などの近代産業の歴史を感じる景観、地域の祭りの躍動する景観を守り、生かします。</p> <p>【基本方針 6】多くの人に感動を与える富士山の眺望があるまち 市北部や市南部の丘陵地、富士山麓や市街地からの富士山への眺望を守り生かします。</p> <p>【基本方針 7】みんなで取り組む協働の景観づくり 公民館や地域学習センターの講座において、自然観察会や歴史探訪など景観につながるテーマを取り上げ、景観を知り、学ぶ機会を設けていきます。また景観上重要な建造物や樹木などの保存などに対し、資金面の支援を推進したり、優れた景観の建築物などの表彰を定期的に行い、活動の励みとなる場を設けたりしていきます。</p>
----------	--

⑥ 第 2 次富士宮市環境基本計画【平成 27 年度（2015）策定、令和 3 年度（2021）改定】

（計画期間：平成 28 年度（2016）～令和 7 年度（2025））

計画の位置づけ	「富士宮市総合計画」の将来都市像を、環境面から実現するための基本的な計画です。
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市環境基本条例に基づき、富士宮市の自然社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。 ・目指すべき環境像として「富士山の恵みを次世代につなぐ 地球にやさしいまち」を掲げ、5 つの基本目標と対応する取組施策を定めています。
文化財に係る取組	<p>②自然環境 富士山とともに豊かな自然を守り環境保全を推進し、自然共生社会の実現を目指します。</p> <p>③生活環境 生活環境の保全を図り、安全で快適な環境への取組を推進します。</p> <p>⑤環境教育 環境教育・環境学習、地域の環境活動を支援し、地域の環境情報を発信します。</p>

(3) 県及びその他主体の計画概要

県及びその他の主体による関連計画の概要は次のとおりです。

① 静岡県文化財保存活用大綱【令和元年度（2019）策定】

計画の位置づけ	文化財保護法第183条の2に基づき静岡県が、本県における文化財の保存・活用に係る基本的な方針を示すため令和元年度に策定した計画です。
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念として、「美しい“ふじのくに”の文化財」を県民総がかりで守り、誰もが親しみながら、未来へつなぐ」を掲げています。 目指す姿（るべき姿）・基本方針を次のとおり定めています。 地域の宝が未来に確実に継承される⇒文化財の確実な保存 文化財を担う人材が各地域で活動している⇒文化財を支える多様な人材育成 住んでよし、訪れてよし、の好循環に貢献している⇒文化財の効果的な活用
富士宮市に 関わる 主な取組など	<p>第4章 1 文化財保存・活用における市町連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士山と関連文化財を介した連携 日本の象徴となる類まれな文化財を介した世界各国との連携

② 世界文化遺産富士山包括的保存管理計画

【平成23年度（2011）策定・令和4年度（2022）改定】

計画の位置づけ	世界遺産「富士山」の顕著な普遍的価値を次世代へと継承するため、その包括的な保存管理計画の方針及び行動計画について定めた計画です。静岡県、山梨県及び関係する国機関、市町村により策定されました。
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> 世界文化遺産富士山の資産及びその周辺環境の現状について把握し、解決すべき課題の整理を行った上で、一時的な保存管理の方向性及び課題を解決するための施策について明示しています。 資産の保存管理及び周辺環境の保全の施策を実際に進めていくための行動計画を定め、具体的な工程を明示しています。
富士宮市に 関わる部分	<p>第9章 行動計画の策定・実施（実施主体に富士宮市が含まれるもの）</p> <p>2. 方法</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 資産および周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止 <ul style="list-style-type: none"> ア. 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応 イ. 自然環境の変化への対応 ウ. 自然災害への対応 エ. 来訪者及び観光による影響への対応 (2) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備 (3) 資産の公開・活用

その他の計画

ここまで記載した上位関連計画以外にも、文化財の個別計画や、富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）公園計画書（令和4年（2022）9月一部変更、環境省）、富士国有林の地域別の森林計画書（富士森林計画区）（令和3年（2021）4月、関東森林管理局）、富士山火山避難基本計画（令和5年（2023）3月、富士山火山防災対策協議会）などの富士宮市域を範囲に含む計画があります。

本計画の推進にあたっては、これらの関連計画との連携・調整し、留意していきます。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015）に「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」として国連加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発目標」のことです。17のゴールと169のターゲットが掲げられ、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を願っています。

我が国でも、経済、環境、社会の諸課題に対して総合的に解決する重要性が示され、国、地方自治体、企業などで積極的な取組が始まっています。

本市では、令和元年（2019）をSDGs元年と位置づけ、これまで市民への普及啓発や地域の課題解決に向けた様々な取組を進めてきました。令和3年度（2021）には、本市が提案した「富士山を守り未来につなぐ富士山SDGs」が内閣府のSDGs未来都市に選定されました。

富士宮市総合計画では、本市の共有財産である富士山を守るため、地域資源の保全・活用とSDGs達成に取り組む人材が集まる「住んでよし、訪れてよし」のまちづくり、富士山の豊かな自然と様々な産業、文化の調和を目指し、次代につなぐ「富士山SDGs」の取組を推進しています。その中で本計画に関連が深い目標は次のとおりです（本計画の方針・措置は第6章・第9章参照）。



表序-2 富士宮市文化財保存活用地域計画のSDGsの目標

4  質の高い教育を みんなに	総合計画の記載内容・本計画に関連する取組	世代を超えて郷土の自然、歴史、文化を学び、後世へ確実に継承するとともに、心豊かな人を育むまちづくりを進める。 <u>富士山学習の推進</u> ：富士山のあるまちに対する郷土愛、感動する心、誇りや自信などの醸成を図るための学習の推進
	本計画での主な措置	基本方針3 誇りを持つ（周知・理解） 45歴史講座などの開催、47小・中学校の地域学習との連携
6  安全な水とトイレ を世界中に	総合計画の記載内容・本計画に関連する取組	より安全で安定した水の供給に努め、水の有効かつ適正な利用を図る。 <u>水資源の保全</u> ：水源地域の森林の保全や整備、地下水・湧水調査を定期的に実施
	本計画での主な措置	基本方針2 守り伝える（保存管理） 18富士山湧水池の環境保護・保全
11  住み継がれる まちづくりを	総合計画の記載内容・本計画に関連する取組	富士山の豊かな自然や景観のもと、誰もが安全で安心して暮らせるよう、生活しやすいまちづくりを進める。 <u>世界遺産のまちづくりの推進</u> ：世界遺産構成資産の整備や記念イベントの開催
	本計画での主な措置	基本方針4 未来へ活かす（活用） 56中心市街地における世界遺産を活かした賑わいのあるまちづくり

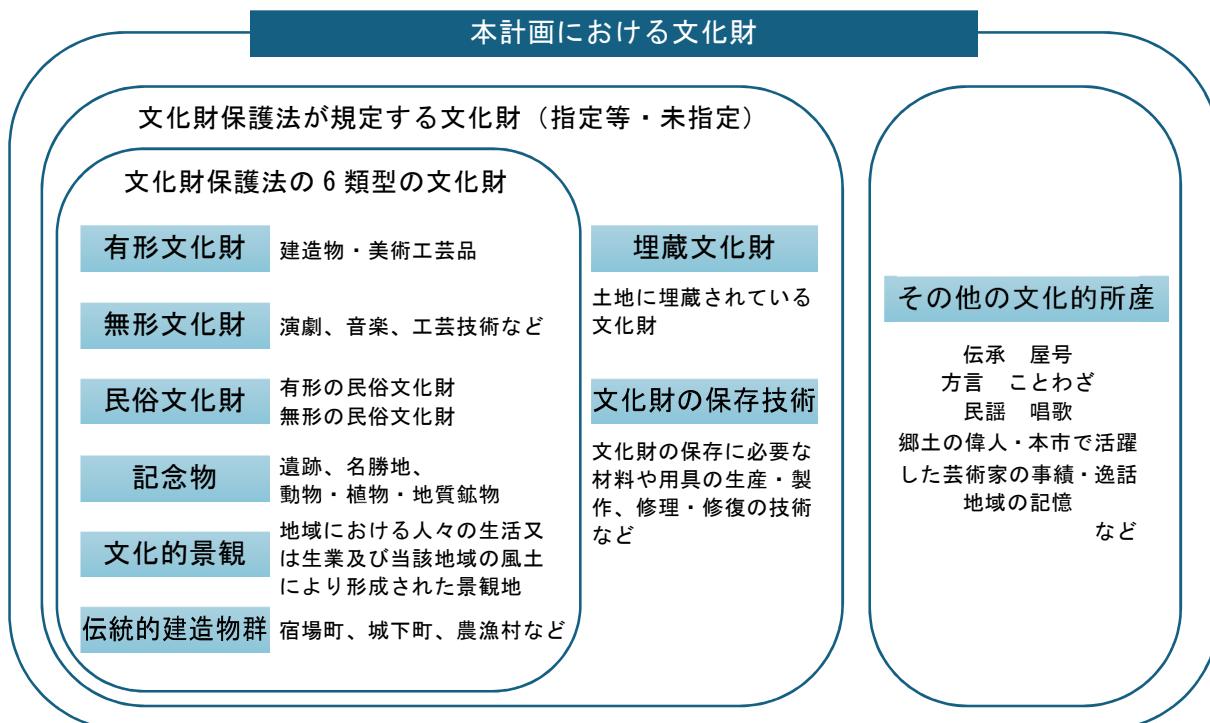
13  気候変動に 具体的な対策を 守ろう	総合計画の 記載内容・ 本計画に関 連する取組	地球温暖化による自然災害リスクを低減できるよう、防災・減災の取組を推進する。 <u>防災マップの作成</u> : 自然災害などの被害を最小限に抑えるための各家庭への防災マップの配布
		第9章 文化財の防災・防犯対策 1 文化財防災・防犯マニュアルの作成
14  海の豊かさを 守ろう	総合計画の 記載内容・ 本計画に関 連する取組	富士山からの豊かな湧水を保全・活用した産業振興や水に親しむ河川環境整備を進める。 <u>市の魚「ニジマス」の振興</u> : 全国一の生産量を誇ることから市の魚に制定されている「ニジマス」の振興促進 <u>地下水・湧水の調査</u> : 水資源の調査、湧水池の巡回監視などによる水質保全の推進
		基本方針2 守り伝える（保存管理） 18 富士山湧水池の環境保護・保全
15  陸の豊かさも 守ろう	総合計画の 記載内容・ 本計画に関 連する取組	受け継いできた「世界遺産富士山」の自然環境・生態系の保全について、その恵みを後世に引き継ぐよう取組を進める。 <u>自然保全活動の推進</u> : 自然保護・環境保全対策のための根原地区の火入れなどの実施 <u>小田貫湿原の乾燥化防止対策</u> : 富士山麓唯一の低層湿原である小田貫湿原の豊かな生態系の保持
		基本方針2 守り伝える（保存管理） 17 富士山の環境保護・保全、20 小田貫湿原の保全
17  パートナーシップで 目標を達成しよう	総合計画の 記載内容・ 本計画に関 連する取組	市民や NPO、企業などの知識やアイデアを活用するとともに、参画の機会を拡充し、市民・企業・行政が一体となって活力のあるまちづくりを進める。 <u>NPOなどとの市民協働</u> : NPO 法人など市民活動団体と市との協働による事業の推進
		基本方針2 守り伝える（保存管理） 27 公開活用環境の維持・整備、35 文化財所有者などとの連絡体制構築 基本方針4 未来へ活かす（活用） 68 地域の文化財など関連団体などとの連携・支援、70 出張展示・講座の開催

4 本計画における文化財の定義

文化財保護法で「文化財」とは、我が国の歴史文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであるとされています。同法が規定する文化財は、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6類型と、「埋蔵文化財」（土地に埋蔵されている文化財）や、文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料や用具の生産・製作、修理・修復などの伝統的な「保存技術」です。

これらの文化財の中で歴史文化の理解に特に重要なものは、文化財保護法に基づく国の指定等によって保護されています。加えて、静岡県内に所在する文化財のうち、県にとって重要なものは、静岡県文化財保護条例に基づいて県の文化財に指定等され、本市に所在する文化財のうち、市にとって重要なものは、富士宮市文化財保護条例に基づいて市の文化財に指定し、保護が図られています。国・県・市に指定等された文化財を「指定等文化財」、指定等されていない文化財を「未指定文化財」と呼びます。

本計画では、こうした法律・条例に基づき指定等された文化財などに加え、法律や条例によって指定等されていない未指定文化財、さらに上記の類型にあてはまらないものの、本市の歴史文化を理解する上で欠かせないもの一例えは伝承や屋号、方言、ことわざ、地域の記憶など（=その他の文化的所産）—も含めて「文化財」として捉え、適切に保存・活用していきます。



図序-2 本計画における文化財